

赤磐市消防本部から大切なお知らせです！



違反対象物の公表制度が令和2年4月1日から
赤磐市でもはじまりました。

～違反対象物の公表制度とは？～

建物を利用しようとする方が、自らその建物の危険性に関する情報を入手し、安心して建物の利用ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」について公表し赤磐市消防本部のホームページで内容を確認できる制度です。

☆公表する内容は**建物の名称**、**建物の所在地**、**違反の内容**になります。

公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。



飲食店



宿泊施設



診療所

公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反が対象です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

【この制度についてのお問い合わせ先】

赤磐市消防本部 予防課 Tel086-955-2246